



平成 27 年 6 月 1 日

各 位

会 社 名 スターツコーポレーション株式会社
代表者名 代表取締役社長 河野 一孝
(コード番号: 8850 東証第1部)
問合せ先 執行役員 村松 久行
(TEL 03-6202-0111)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、お知らせいたします。

改定後の「内部統制システム構築の基本方針」は、下記のとおりであります。

なお、改定箇所は下線で示しております。

記

当社及びグループ企業各社（以下、「当社グループ」という）は、「人が、心が、すべて」という創業以来大切にしている「企業理念」を当社グループ全従業員により具現化するために、適切な組織の構築、規定、ルール of 制定、情報の伝達、モニタリング等を行う体制を確立するために、内部統制システムを整備、維持していく。また、これを常に見直していくことにより、適正かつ効率的な体制を実現するものとする。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの役職員は、「人が、心が、すべて」の企業理念、内部規程、宅地建物取引業や建設業法をはじめとする関連法令等の理解が法令・定款及び社会規範を遵守した行動のための基本であることを認識し、その徹底を図るため、リスクマネジメント部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に当社グループ役職員の教育等を行う。また、当社代表取締役が繰り返しその精神を当社グループ役職員に伝えることにより、法令順守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。内部監査室は、リスクマネジメント部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する事項

当社グループの文書取扱管理規程に基づき、取締役の職務執行に係わる情報を記録し、保存、管理する。取締役及び監査役は、これらの情報を閲覧できるものとする。

内部監査室は、情報の記録・保存・管理状況等の監査を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規定、その他の体制

当社グループの取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に関するリスクについては、それぞれ担当部署にて、規制・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行うものとする。

また、リスクマネジメント部は、当社グループ各部と連携して当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、変化の激しい経営環境に迅速に対応すべく、定例の取締役会のほか必要に応じて随時開催し、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めている。

また、当社グループの取締役会の業務執行の効率を図るため、以下の体制を整備する。

- (1) 職務権限・意思決定のルールの設定
- (2) 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業ごとの業績目標の設定と月次・四半期業績管理の実施
- (3) 取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける内部統制の構築を目指し、業務適性については、関係会社管理規程に基づき管理し、業務執行の状況について、リスクマネジメント部、総務部、人事部、経理部、内部監査室等の各担当部が評価及び監査を行うものとする。リスクマネジメント部、総務部、人事部、経理部、内部監査室等の各部は、当社グループに損失の危険が発生し、各担当部がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度および当社に及ぼす影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告する体制を確保する。内部監査室は、内部監査を実施した結果を取締役会、監査役、グループ会社社長等に報告し、内部統制の整備を推進するとともに、各部と協議の上、改善策の指導、実施の支援、助言等を行う。監査役はグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう、会計監査人との緊密な連携体制を構築する。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令は受けないものとする。

当該職員の人事異動等については、監査役会の同意を得るものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

当社グループの役職員は、当社監査役会の定めるところに従い、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を要請に応じて報告および情報提供する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法とする。

監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ役職員に周知徹底する。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、効果的な監査業務の遂行を図る。取締役は、監査役の適切な職務遂行のため、監査役と子会社の取締役・監査役との情報交換が適切に行われるよう協力する。

また、監査役会が職務を執行する上で必要な費用に関しては、速やかに当該費用の処理を行うものとする。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法にもとづく内部統制の有効性の評価かつ内部統制報告書の適切な提出に向け、内部統制システムを構築する。また、本システムが適正に機能し、運用が継続されるよう評価及び是正を行う。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては、警察や弁護士等の外部専門組織と連携し、毅然とした態度で組織的に対応することを基本方針とする。

当社グループでは「行動規範ハンドブック」を全社員に配布し、そのハンドブックにおいて、反社会的勢力に対する行動規範を記載し、その事項の遵守を全社員へ周知徹底する。また、総務部を反社会的勢力対応部署とし、同部が反社会的勢力に関する事項を統括管理し、不当要求防止責任者を配置する。

反社会的勢力による不当要求に備え、平素から警察や弁護士等との外部専門機関と連携をとる。

以 上